

「埼玉県学力・学習状況調査の今後の在り方」に関する 有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 県教育委員会が実施している埼玉県学力・学習状況調査の在り方を検討するため、「埼玉県学力・学習状況調査の今後の在り方」に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、協議・検討する。

- 一 教育施策の検証のためのデータの取得・分析の在り方に関すること。
- 二 児童生徒一人一人の学習状況の改善や教員の指導改善につなげるためのデータの取得・分析の在り方に関すること。
- 三 効率的かつ効果的な施策実施に関すること。
- 四 その他、学力・学習状況に関するデータの取得・分析に関して必要な事項。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 有識者会議に座長1名及び副座長1名を置く。
- 3 座長は委員の互選により定め、副座長は委員の中から座長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第4条 有識者会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 座長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 有識者会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、市町村支援部義務教育指導課内に置く。

- 2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

別表

「埼玉県学力・学習状況調査の今後の在り方」に関する有識者会議委員

	職 名	氏 名	備 考
1	国立教育政策研究所総括研究官	植田みどり	専門家
2	京都大学教授	緒方 広明	専門家
3	埼玉大学教授	関口 睦	専門家
4	大学入試センター准教授	寺尾 尚大	専門家
5	慶応義塾大学教授	中室 牧子	専門家
6	青山学院大学教授	益川 弘如	専門家
7	本庄市教育委員会教育長	下野戸陽子	都市教育長協議会
8	杉戸町教育委員会教育長	伊藤美由紀	町村教育長会
9	川越市立中央小学校長	福島みどり	埼玉県公立小学校校長会
10	蕨市立東中学校長	阿部 仁	埼玉県中学校長会
11	P T A	齋藤 靖子	P T A
12	P T A	二田 景子	P T A